平成２６年（フ）第１０５号
川崎市麻生区片平３丁目10番７号　柿生荘103
債務者　大串　一英
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
熊本県天草市牛深町214番地　須口団地５―101号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月７日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第４０５３号
埼玉県入間市豊岡５丁目２―41―412
債務者　三林　政春
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０８９号
東京都新宿区山吹町302―201
債務者　谷口　　純
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１０３号
東京都江戸川区中葛西４丁目１―13―308　第２ハイツやすらぎ
債務者　石川　　朋
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９号
北海道中川郡池田町字旭町６丁目20番地　緑苑団地80号
債務者　三河　克彦
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４０８７号
東京都八王子市長房町719　都営長房北アパート75―407
債務者　鴨川　靖江
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８２２６号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目66―402
破産者　松尾　久子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３１６号
東京都新宿区中落合１丁目12番８号
破産者　進展産業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７６号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目９番第三田中ビル２階27号
破産者　株式会社ベストワークホールディングス
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７８号
東京都墨田区錦糸１丁目５―16―1206
破産者　越川　　勝
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７８号
東京都練馬区大泉学園町８丁目９―45―203
破産者　関禎宣こと　玄　　禎宣
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０２号
神奈川県川崎市麻生区岡上71―２―２―216
破産者　渡部　優子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９５０号
神奈川県川崎市麻生区片平２丁目13―16―706
破産者　森山　浩次
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５７号
東京都青梅市河辺町５丁目22―３―201
破産者　小野　浩史
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４４８号
東京都北区志茂３丁目21―５―502
破産者　内山　弘雄
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５２３号
東京都東大和市狭山１丁目849―14
破産者　渡邉　正由
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５８９号
新潟県上越市中郷区二本木1295―４、開始決定時の住所神奈川県横浜市西区花咲町５丁目132―５―303
破産者　三上由紀子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９２号
東京都江戸川区東葛西５丁目13番13号
破産者　株式会社うづき
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部